* 除外対象となる要件(参考)

①　農用地以外には代替できる適当な土地がないこと。

* + 一般住宅用地の場合、原則として500㎡以下で、利用率が22％以上であること
	+ 農家住宅の場合、原則として、1,000㎡以下で、利用率が30％以上であること。
	+ 近いうちに変更する予定がある。
	+ 事業を行うものについては、その事業計画が合理的なものであると認められ、10年間以上当該事業を行っていくことが可能と見込まれるもの。

②　農用地の集団化，農作業の効率化，その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に

支障を及ぼす恐れがないこと。

* + 除外する土地が可能な限り農用地区域の縁辺部であること。原則として、除外する土地の周囲延長の概ね25％以上が次に掲げるものに直接又は用排水路を介して接していること。

ア　国道，県道又は鉄道

イ　片側一車線以上の市道

ウ　１級河川及び２級河川

エ　山林，宅地等農地以外の地目の土地

※農地を利用するための農道(公衆用道路)、水路は含みません。

③　農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の

集積に支障を及ぼす恐れがないこと。

④　農用地区域内の土地改良事業等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

⑤　国の直轄又は補助による土地改良事業等の施工区域内にある土地(基盤整備等をして

いる土地)でないこと。

H28.10.17　判断基準の改正（H29.4.1施行）

〇主な改正内容

・太陽光発電施設の設置に係る除外について、通常必要とされる最小限と認める面積を、白地、宅地等を含めて累計で３,０００㎡以下とする。

・除外する土地が可能な限り農用地区域の縁辺部であることの要件として、除外する土地の周囲が、原則として、隣接する２辺以上農地以外の地目と接すること。

香川県のホームページおいて下記が掲載されていますので、参照してください。

・市町の農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）に係る判断基準

・農業振興地域整備計画変更における留意事項